

平成 2 1 年 第 1 回
箕面市教育委員会定例会会議録

箕面市教育委員会

平成 2 1 第 1 回
箕面市教育委員会定例会会議録

1. 日 時 平成 2 1 年 1 月 1 3 日 (火) 午後 3 時 3 0 分

1. 場 所 箕面市役所 本館 3 階 委員会室

1. 出席委員 委 員 長 小 川 修 一 君
委員 長 職務 代理 者 白 石 裕 君
委 員 坂 口 一 美 君
委 員 福 井 聖 子 君

1. 付議案件説明者

教 育 長 職務 代理 者 重 松 剛 君
教 育 次 長 森 井 國 央 君
教 育 推 進 部 長 埋 橋 伸 夫 君
子 ど も 部 長 井 上 隆 志 君
生 涯 学 習 部 長
教 育 推 進 部 総 務 次 長 稲 野 公 一 君
兼 次 長 (教 育 政 策 ・ 学 校 管 理 担 当)
兼 教 育 政 策 課 長
教 育 推 進 部 次 長 若 狭 周 二 君
(教 育 指 導 ・ 教 職 員 担 当)
子 ど も 部 総 務 次 長 兼 次 長 中 村 信 隆 君
兼 子 ど も 家 庭 相 談 室 長
兼 子 ど も 家 庭 相 談 室 課 長
生 涯 学 習 部 総 務 次 長 兼 次 長 黒 田 正 記 君
学 校 管 理 課 長 岩 永 幸 博 君
学 校 教 育 課 長 中 村 香 君
教 職 員 課 長 松 山 隆 志 君
人 権 教 育 課 長 笹 川 実 千 代 君
教 育 セ ン タ ー 所 長 加 賀 康 弘 君
子 ど も 政 策 課 長 森 本 博 一 君
子 ど も 支 援 課 長 水 野 賢 治 君
幼 児 育 成 課 長 千 葉 亜 紀 子 君
子 ど も 部 専 任 参 事 津 田 善 寿 君
(幼 稚 園 担 当)
子 ど も 部 専 任 参 事 荒 木 啓 雄 君
(債 権 担 当) 小 川 衛 子 君
子 ど も 家 庭 相 談 室 専 任 参 事 小 西 敏 広 君
生 涯 学 習 課 長 小 河 原 弘 明 君
生 涯 学 習 課 参 事
生 涯 学 習 部 専 任 参 事 大 浜 訓 子 君
(生 涯 学 習 事 業 担 当) 江 口 寛 君
中 央 図 書 館 長 吉 田 卓 司 君
ス ポ ー ツ 振 興 課 長

1. 出席事務局職員

教 育 政 策 課 担 当 主 査 高 橋 勝 代 君
教 育 政 策 課 森 貴 美 君

1. 議事日程

- 日程第 1 会議録署名委員の指定
- 日程第 2 全国学力・学習状況調査に関する陳情の件
- 日程第 3 箕面市立学校財務取扱要綱改正の件
- 日程第 4 箕面市情報開示審査会に対する諮問の一部取下げの件
- 日程第 5 財産取得要請の件
- 日程第 6 箕面市教育委員会事務局職員の人事発令の件
- 日程第 7 箕面市教育委員会会議録の承認を求める件
- 日程第 8 教育長職務代理者の報告

(午後3時30分開会)

委員長(小川修一君) : ただ今から、平成21年第1回箕面市教育委員会定例会を開催します。議事に先立ちまして、事務局に「諸般の報告」を求めます。

(事務局報告)

委員長(小川修一君) : ただ今の報告のとおり、本日の出席委員は4名で、本委員会は成立しました。

委員長(小川修一君) : それでは、日程第1、「会議録署名委員の指定」を行います。本日の会議録署名委員は、箕面市教育委員会会議規則第4条第2項の規定に基づき、委員長において福井委員を指定します。

委員長(小川修一君) : 次に日程第2、平成20年第11回の箕面市教育委員会定例会から、継続審議となっている陳情第2号(平成20年から継続)「全国学力・学習状況調査に関する陳情の件」を議題とします。前回の定例会では、文部科学省の実施要領がまだ定まっていなかったことから通知が来ていませんでした。そのため、平成21年度の実施要領の確認、及び府内の市町村の参加協力の状況を調査した上で、陳情の採択に関しての結論を出そうということで、継続審議にしました。それでは、その2点についての説明を学校教育課長に求めます。

学校教育課長(中村香君) : 平成21年度全国学力・学習状況調査の実施要領については、平成20年12月24日付け、文部科学事務次官名で通知がありました。基本的な調査目的、調査対象、調査方法については、本年度と同様です。つまり、次年度も調査は悉皆調査として実施

されるところです。なお、提供される調査結果の取扱いについては、本年度さらに丁寧に書かれている部分があります。留意事項(1)で「関係機関等に対して、調査結果等を提供する場合には、提供を受ける機関等において、本実施要領の趣旨が遵守されることを前提とするとともに、本実施要領の趣旨に基づいた取扱いが行われるよう必要な措置を講ずること。」とありました。次に、現時点での府内各市町村の参加協力の状況については、現時点での府教育委員会の集計によると、回答があった22市町村のうち、17市町村が参加協力を決定され、5市町村についても、今後、参加協力の方針となっています。他の市町村についても概ね参加協力ということなのです。

委員長(小川修一君) : 次に、昨年度と本年度と箕面市が参加・協力したことにに関して、この2年間の成果と課題について、事務局はどのような把握をしていますか。

教育推進部次長(若狭周二君) : 事務局としては、成果あるいは、効果として大きく3点認識しています。1点は、実態把握という観点です。具体的には、成果として、全国の水準と本市の実態を把握し、その中から本市の成果と課題を取り出すことができました。その成果と課題から、従来の施策・取組の見直しができました。2点は、教育評価という観点です。具体的には、子どもたちの学力・学習状況の実態や進歩を捉えることができ、学校における授業改善・指導方法の工夫・改善等の見直しに役立てることができたと考えています。3点は、説明責任、いわゆるアカウンタビリティという観点です。結果分析の公表により、市民の皆様や保護者の教育への関心を高めることができました。結果として、教育について、協力して取り組んでいく気運が高まり、保護者はもとより、地域住民の皆様にも教育に強い関心、認識をいただける環境が醸成されたと考えています。

学校教育課長(中村香君) : 学力調査の結果から分析すると、算数・数学、国語の教科、及び「知識」に関する問題、「活用」に関する問題、すべて全国との関係においては、概ね良好な結果でした。しかし、記述式の問題に弱点があったり、自分の意見をまとめるという点では、学校教育の中で、さらに授業改善をしていく必要があると考えられます。各学校においては、算数の勉強をする際に、実際に自分の考えをノートに書いてから発表したり、国語においても自分の考えを述べる機会を作っていくよう、それぞれ授業改善をすることを学校全体の取組として進めていこうとしているところもあります。また、教育センターの研修の内容も、活用の問題に当たる、自分の意見を考え、まとめて、発表する形

の授業ができるような研修をたくさん取り入れることも行っています。また、児童・生徒の質問紙調査の分析からは、授業内容は、概ね理解できているものの、学習への興味・関心について、さらに高める必要があること。また、箕面の子どもたちはどちらかというと、「遅寝・遅起き」が多いということもわかり、このような基本的な生活習慣を見直してみるような取組が必要であること。それから、地域行事が比較的多く取り組まれているにもかかわらず、参加率が全国と比べて低いという実態も見えてきました。このことで、PTAをはじめ、地域の青少年育成団体の皆さんに協力を求め、それぞれの取組の改善、さらなる強化をお願いしているところです。また、学力的に高いとの結果を出しているにもかかわらず、中学校になると子どもたちの自尊心が全国と比べると、やや低くなる傾向も見受けられました。このようなことを受け、例えば、中学校区で子どもたちの課題を分析して、子どもたちが自分を好きになる取組をしていく。例えば、「ありがとう運動」として、子どもがよいことをしたときに、周りの大人が積極的に「ありがとう」と声をかけるような取組をしていこうという中学校区も生まれています。このように、具体的にも調査結果を生かした取組が箕面市内でたくさん生まれていると認識しています。

委員(白石裕君)：平成21年度の実施要領に基づいて行くとすれば、箕面市には、次年度どのような調査結果がもたらされるかについては、どうですか。

学校教育課長(中村香君)：箕面市に提供されるのは、市町村教育委員会に対する当該市町村における公立学校全体の状況、及びその設置管理する各学校の状況に関する調査結果です。

委員長(小川修一君)：具体的にいろいろな工夫や改善策を各学校でも協議の上、実践されていると思うのですが、先ほどの説明で、国語で自分の考えを述べるような習慣やそのような能力を伸ばす取組についてありましたが、それについては、各学校において、どのような工夫がされているのですか。

学校教育課長(中村香君)：子どもたちが、そのときの思いつきで手を挙げて発表するとか、先生の発問に対して、必ず自分の考えを、例えば100字以内にまとめた上で、それを基に発表することを習慣付ける取組を行っていると思っています。

委員長(小川修一君)：国語の授業などは、斬新なやり方は見つかりにくいと思うのですが、このような方法は、学校現場だけで方法を見つけ出そうとするのは、なかなか難しい面もあろうかと思えます。その

場合は、事務局としてどのようなアドバイスをされるのですか。

教育センター所長（加賀康弘君）：教育センターにおいては、委員長がおっしゃったような問題を克服するために、いろいろな研究や研修を行っています。昨年度より国語の読解に関する研究員を組織しました。国語の読解は非常に難しいもので、いろいろな方法があります。情景読みや心情読みなどありますが、今問われているのは、いかに問題文をきっちり読んでいくかなので、構造的読解力といわれています。大阪教育大学の住田先生にお越しいただき、文章を構造的に読んでいき、筆者が伝えることをしっかり学んでいく。これが、書く力、記述力にもつながっていくという考え方です。これを、昨年度、本年度と全校から研究員を募って、この研究を進め、各校に広めていっています。

委員長（小川修一君）：20年度に実施された調査が、19年度と比べて、随分、問題の工夫があったと見て思ったのですが、顕著なところは、どのようなところですか。

学校教育課長（中村香君）：知識を問うだけでなく、実際の生活の場面で、持っている知識を使って、どのように問題解決ができるかについて、読解力や持っている力を問う問題が、多かったと思います。

委員長（小川修一君）：私が目についたのは、算数の面積を出す問題で、街中の通りの面積を問う問題の答えを選択肢で選ぶ問題があったかと思っています。それは、生活に密着したというか、子どもたちが実体験に基づいて理解するような工夫がなされていた点も目についたところです。ですから、21年度の問題が作られるとすれば、そのような点がもっと工夫されることを期待するところもあろうかと思っています。

委員（福井聖子君）：先程、中学校になると自尊感情がやや低いという結果がありましたが、この原因として、何か考えられるものがあるのですか。

学校教育課長（中村香君）：それぞれの学校によって、理由は考えられていると思うのですが、例えば、ある中学校区におきますと、小学校、中学校の保護者や地域の方が集まって、この調査結果をもとに、どうして子どもたちがこのような結果を見せているのかということについて、話し合いが行われたそうです。その中で、子どもたちは、よい子になろうとするが、ある一定の枠を少しはみだしてしまうと、自分はだめだと、思うようです。また、周りの期待もこのようなことができしてほしいということばかりを子どもに、大人の都合で押しつけていなかっただろうかと振り返った中で、子どもたちへもっと肯定的な声かけを行うことが、とても大切なのではないかという話し合いが行われたと聞いています。

子どもたちにとっては、自分にとって、大切だと思っている大人から肯定的な評価を受けることがとても大事なので、そのあたりについては、もっと保護者だけでなく、地域も協力して取り組んでいきたいと伺っています。

委員長（小川修一君）： さて、陳情については、3点まとめて指摘がありました。1点目に「一部不要な情報は返上すること」とご指摘いただいています。これについて、委員の皆さんからのご意見はありませんか。

委員（福井聖子君）： 次年度の実施要領において、提供される調査結果や情報の取扱いについて説明してください。

学校教育課長（中村香君）： 実施要領の9.留意事項(1)オ、先程、変更があったと説明した部分の前段に当たるところですが、「各教育委員会、学校等においては、提供された調査結果等について、本実施要領に基づいて適切に利用するとともに、管理を徹底するために、必要な措置を講ずること。」とあり、基本的には結果は提供を受けた機関で管理することになっています。

委員長（小川修一君）： 「必要な措置を講ずる」とありましたが、具体的にはどのようなことをするのですか。

学校教育課長（中村香君）： 不必要にコピーをしないとか、情報を持つ責任者をはっきりするとともに、保管する際にも金庫に保管するなどの厳重な保管状態にすることだと考えています。

委員（坂口一美君）： 箕面市の文書取扱規程ではどのようなになっていますか。

学校教育課長（中村香君）： 箕面市文書取扱規程によると、提供された情報は行政文書に当たり、箕面市文書取扱規程第31条に基づき、「行政文書は一定期間保存する」ことになっています。従って、直ちに返却、廃棄はできないことになっています。

委員長（小川修一君）： 一定期間保管すること、ここがポイントなのですね。では、2点目の「文部科学省に抽出調査にすることを働きかけること」について、各委員からご意見、ご質問をお願いします。

委員（白石裕君）： まず、初めに申し上げたいのは、20年度から実施要領の調査の目的(3)として、「各学校が各児童・生徒の学力や学習状況を把握し」として、「各学校」という言葉が入っているのですね。19年度の文章で理解していたところがあって、その点の誤解も多分に私自身にあったと認めざるを得ないのですが、そのようなことであるのであれば、やはり、21年度も悉皆調査が原則として行われるという要

請の形になると思います。私自身は、今、子どもたちに求められている学力は、今までの暗記中心の知識などではなくて、生活に根ざしたものの、あるいは、教育センター所長の説明に、国語については、構造的な読解力が必要だということでしたが、これは今までと違う学力がグローバルスタンダードで求められていると思います。そのような意味では、問題もそのように作られていると、私は自分でやってみて思いました。しばらく、調査を続けてみて、箕面市の子どもたちが今求められているものについて、どの程度身につけているのか、いないのか。しばらく定着のプロセスを見る必要があるかと思うのです。しかし、60億かけて、これを毎年行う必要があるかについては疑問なのですが。箕面市は、本当に丁寧に分析されていますが、他にはできないところも多分にあるかと思うのです。このようなことを言っただけは失礼だと思いますが。ただやっただけというところも全国的に、このようなことをいうべきではないかと思いますが、なかなか容易でないところもあるかと思うのです。そのような意味でいうと、一回できたものを何年かかけて分析して、その結果に基づいて、また新たに取組をすることも必要だと思うので、その意味では、当面は悉皆もやむを得ないと思うのですが、いずれは、抽出でもいいだろうし、あるいは、これは私の個人的な意見ですが、毎年行う必要があるのか。学力を確かめるのは大事なことです。間をおいて行ってもいいのではないかと。結論から言いますと、21年度については、悉皆調査を行ってもいいのではないかとと思いますが、いずれ、抽出にしてほしいとか、その他の方法もあり得るのではないかとということも考えていかなければならないし、箕面市の教育委員会は、府教育委員会に抽出調査にしてほしいと、文部科学省に働きかけてほしいことを去年もいただいていたと思うのですが、引き続きそのような働きかけをしていく方向でしてほしいと思います。

委員(坂口一美君)：私も白石委員がおっしゃるとおりだと思います。元々、学力調査については、教える側が、どのような形で子どもたちに教えていくかを研究・調査をしていくためのものであり、また、生活状況調査については、公開された調査結果によって、保護者や地域の皆さんが、どのようにして、子どもたちの生活等に関してフォローしていくかということが、一番大事な点だと思っています。そのような意味では、毎年調査をすることによって、確かに数字としては把握できますが、その間に非常に細かい分析、また、一人ひとりの子どもに対して、学校や家庭を通じて手当てしていくまでには、非常に時間がかかると思います。そのような意味では、次々と毎年調査をする意味があるのだろうかと思えますし、地域的な分析等が必要であれば、それこそ悉皆ではなく、抽

出で、必要なデータで調査分析することは可能だと思っています。その点に関しては、文部科学省に府教委を通じてしっかりと意向を伝えていただきたいと思います。

教育推進部長（森井國央君）： 両委員ご指摘の抽出調査については、22年度以降については、抽出調査を含めた実施を検討していただきたいと事務局としても府教委に要望していきたいと考えています。

委員長（小川修一君）： この点については、我々の強い希望ですし、ぜひ要望をしていく必要があると思っています。具体的には、今までどのようなルートで働きかけてきたのですか。また、新たな方法についてもどのように考えていますか。

教育推進部次長（若狭周二君）： 従来は、大阪府都市指導主管課長会で議題にのせています。また、府教委主催の学校教育指導主管部課長会でも、悉皆調査ではなく抽出調査に変更願いたいと要望しています。都市教育長協議会でもそのような話があったと聞いています。また、新たな方法としては、今の3つの場を中心に、箕面市としても教育委員会委員さんのご意向もありますので、口頭のみならず、文書報告も考えています。

委員長（小川修一君）： 大阪府内の教育委員会委員長の会議でも、しばしば私も申し上げています。ですから、一つだけでなく、いくつかのルートを通じて、このことが切実な問題であることを訴えかけていくことが必要だと思います。次に、3点目の「2009年度も悉皆調査なら、参加しないこと」について、各委員からご意見、ご質問をお願いします。

委員（白石裕君）： 私は、平成21年度は、参加し、また、分析していろいろと活用させていただきたい。しかしながら、方向性として、申し上げたような方策を模索することで参加することに賛成します。

教育次長（重松剛君）： 陳情については、3つのポイントがありますが、本調査の目的が、教育委員会においては、自らの教育及び教育施策の成果と課題を検証し、その見直しを図ることです。また、各学校においては、児童・生徒への教育指導や学習状況の改善に役立てることとして、全体的には、学校の取組の改善に役立てることが目的です。そのために、文部科学省から提供される調査結果を分析し、その分析結果を今後の箕面の教育にどう生かすか、それが大切だと思っています。その意味でも、文部科学省からのデータを得て、今年度のように、十分に事務局で分析する必要があると考えています。この行政情報については、一定期間保存が義務付けられていますので、直ちに破棄、返上はできないと考えています。この点をぜひとも、ご理解いただきたいと思います。

委員長（小川修一君）： 文部科学省からのデータを分析、そして、教育施策や取組の見直しなど、子どもたちの教育に生かすことがこの調査の本質であることは誰しも認めるところですが、このデータについては、行政情報であり、一定期間保存が義務付けられていると説明がありました。

委員（坂口一美君）： 国が実施する調査ですが、市町村が主体となって参加を決めることとなっていますので、いろいろな状況を考えると、参加しないことも一つの方法だと思います。ただし、白石委員がおっしゃっていましたが、今回の公開・非公開については、公開することを非常に心配していました。ただ、箕面市としては、非常に分析結果が丁寧で、また、PTAと協働でパンフレットを作成するなどして、保護者としても安心する形での公表でした。そのような意味では、22年度以降に調査に参加するかは別としても、今度の21年度についての参加は妥当だと思います。ただし、条件として、絶対にそれぞれの学校の結果については、公表しないことは、守っていかなければならないことだと思いますし、今回のような公表であれば、保護者にとってもいいことではないかと思っています。また、それをいい形として子どもたちに還元していただきたいと願っています。その点では、白石委員がおっしゃった形で21年度も参加することには、私は賛成です。

委員（坂口一美君）： 陳情の採択に関しての質問ですが、すべて条件が整っていないと、採択ということにはならないでしょうか。例えば、一部承知しても、情報公開の点については、先ほど説明があったように箕面市としては難しいということになると、3点がそろわないと通らないのでしょうか。

教育推進部総務次長（稲野公一君）： 陳情を採択するか、しないかということが決定事項となります。

委員長（小川修一君）： 他にないようでしたら、陳情第2号を採決します。本陳情を採択すべきと思われる委員の挙手をお願いします。

（挙手なし）

委員長（小川修一君）： 挙手がありませんので、採決の結果、本陳情を不採択とします。箕面市としては、平成21年度全国学力・学習状況調査への参加・協力をすることとします。なお、2月には、私ども教育委員会委員が市民の方々と教育について語り合う会を4回ほど実施する予定を組んでいます。この件については、また、広報しますが、今日、議論したようなことも含めて、意見交換会を実施したいと考えています。今後も、市民の方々と意見交換の場について、より積極的に取り組んでいこうと思っていますが、時間的な制約もあ

りますが、その都度、テーマを設けて市民の方々の意見を積極的に聴取する。また、こちらの考え方も知っていただく会を持ちたいと考えています。事務局も準備があると思いますが、お願いします。なお、陳情についての返し方については、本日いただいた意見等を踏まえて、事務局で原案を作成し、私に提出してもらいます。この点について、委員長に一任いただきたいのですが、よろしいですか。

(“異議なし”の声あり)

委員長(小川修一君) : そうさせていただきます。

委員長(小川修一君) : 次に日程第3、議案第1号「箕面市学校財務取扱要綱改正の件」を議題とします。議案の朗読を省略し、提案理由を教育推進部学校管理課長に求めます。

学校管理課長(岩永幸博君) : 本件は、箕面市立小・中学校で実施している財務事務について、校長への権限付与や財務会計システムの導入など、取扱事務が変更となったことに伴い、箕面市立学校財務取扱要綱の全部改正を提案するものです。

委員長(小川修一君) : この件に関して、何か質問、意見はありませんか。

委員(白石裕君) : 各学校への予算配分は変わっていないと思うのですが、どの点が変更されたのですか。

学校管理課長(岩永幸博君) : 以前は、学校管理課から学校配分予算として、決められた範囲で予算執行するようにはしていましたが、財務会計システムという、箕面市役所内共通の予算要求や執行事務が行える電算システムが、各学校単位で電算事務が取り扱えるようになりましたので、学校が自ら予算要求して、自ら執行していく。以前のように、教育委員会から決められた範囲内で行うのではなく、学校が自ら来年度の必要な予算を要求し、その範囲内で執行していくように変更したものです。

委員(白石裕君) : 事務執行上は、大変なものだと思いますが、各学校が予算を立てるということは、学校にそれだけの力がないといけません。アメリカでもスクールベーストファイナンスとして、学校に基盤をおく財政システムがはやりなので、いいことだと思うのですが、それだけのシステムが整わないと、混乱するなど、かえって学校の状況が悪くなるなどの心配があるのですが、この点はいかがですか。

教育次長(重松剛君) : 箕面は小学校13校、中学校7校ありますが、従来は、小学校13校分の消耗品を例えば150万円として、学校管理課で一括の予算を確保し、学校の在籍児童数で按分して、配分して

いました。執行処理については、学校の事務職が学校管理課に支出命令書の発行を依頼していました。数年前から始めたのは、例えば、ある学校の消耗品費や小さな修繕料として必要な額は、校長や教頭、事務職や教職員などが議論して積み上げてきます。ところが、大きな学校修繕や工事などの大きな額のものについては、学校管理課で管理します。校長の裁量の範囲内でできるものについては、学校で責任を持って予算を編成し、執行してくださいとして、学校の自立性を極めて多く確保する形に変更しました。白石委員にご心配いただいておりますが、事務は大変ですが、今まで、学校管理課に全小・中学校の事務執行が集まっていたのが、学校でそれぞれ行えるので、その分については、少し楽になっている。学校においては、事務職、教頭、校長の一つのラインできちんと処理を行うとして、学校の自立性が、あるいは、予算の自主編成権が確保できると思います。予算の執行についての責任の明確性が学校にも芽生える、あるいは、芽生えさせるための要綱と考えています。必ず、予算委員会を学校で立ち上げるようにしておりますので、これは、非常に進んだ方法だと考えています。

委員（白石裕君）： アメリカでもスクールベーストファイナンスでのポイントはカリキュラム関係を自分たちで決定して、その費用が自分で使えるのか。教職員の給与は、学校では自由にならないようですが。学校教育活動の根幹に関わるところの予算が自由になるのか、ならないのか、いかがですか。例えば、極端に言うと、非常勤講師を学校で雇うことが可能ですか。

教育次長（重松剛君）： 非常勤講師などの人件費や学力向上ボランティアを学校独自で雇うなどについては、教育委員会事務局が一括して予算を確保しています。学校単位で予算を持つと、例えば、学力向上ボランティアが必要な人数、確保できなかったとすると、他の学校とのバランスで都合しあいすることができる。その分については、重点的にどこに配置することができるかについても、事務局で一括管理する方が、効果的です。振り幅が大きいものについても事務局で一括して持ちます。しかし、学校図書館の資料費などは、学校で持つようにしています。また、例年8月に発表会を開催している特色ある学校づくりの交付金などについては、講師を招くなど、学校で自由に使えるよう、学校の自主性があります。

委員（白石裕君）： 学校でどのような状況になっているのか、ぜひ見せていただきたい。

委員長（小川修一君）： そうですね。学校現場での事務執行について

は、具体的にみる機会が少ないので、学校訪問の際にそのようなことも拝見させていただきたいです。

委員長（小川修一君）：他にないようですので、議案第1号を採決します。本件を原案どおり可決することに異議はありませんか。

（“異議なし”の声あり）

委員長（小川修一君）：異議なしと認めます。よって、本件は、原案どおり可決されました。

委員長（小川修一君）：次に日程第4、議案第2号「箕面市情報開示審査会に対する諮問の一部取下げの件」を議題とします。議案の朗読を省略し、提案理由を教育推進部学校教育課長に求めます。

学校教育課長（中村香君）：本件は、平成20年9月30日付けで「2007年度全国学力テスト箕面市の平均正答率等」及び「2007年度・2008年度全国学力テストの市内各校の平均正答率等」について非開示決定処分を開示請求者に通知しました。これに対し、平成20年11月28日付けで異議申立てがありました。これを受け、平成20年12月12日付けで箕面市情報開示審査会に対し、行った諮問のうち一部を取り下げるため提案するものです。箕面市教育委員会は平成19年度の調査結果については、丁寧に分析をした上で、成果と課題、具体的施策についてすでに公表しました。その際は、市平均正答率等の数値は公表していません。また、府内各市町村とも市町村の平均正答率等の公表は、平成19年度は行っていませんでした。今回、平成19年度の市平均正答率等の開示請求があった段階では、適切に事務処理が完了していること、また、昨年度の他市の状況等を踏まえた結果、非開示としました。それに対して、開示請求者より異議申立てがあり、12月9日の教育委員会会議で情報開示審査会への諮問を決定いただきました。その後、新聞報道や開示に関わっての他市の状況が明らかになってくる中で、府内他市の状況を詳しく調べたところ、今年度の市の平均正答率等を公表した自治体においては、昨年度の市平均正答率等について公表はしないが、開示まで拒むことは適切でないと考えているところが多くあることがわかりました。また、実際に公表している自治体があることも判明しました。このため、事務局で再検討した結果、情報公開条例の趣旨から、行政の保有する情報はできる限り市民に公開するべきであることや、公表でなく開示として請求者のみに知らせることなどを考慮し、誠に申し訳ありませんが、開示請求の一部である平成19年度の本市の平均正答率等を開示するため、諮問の一部取下げをお願いするものです。

委員長（小川修一君）：平成20年12月9日の教育委員会会議において異議申立てに対して、箕面市情報開示審査会への諮問を決定しました。その後、事務局として府内の状況を調査したとして、諮問の決定を行う前に十分調査すべきではありませんでしたが、取り下げるべき状況に至ったということですね。このことに関し、委員の皆さんの意見はどうか。

委員長（小川修一君）：箕面市は、昨年9月18日に、今年度の調査の結果について各学年、各教科の平均正答率を公表しましたが、何か反応や心配していた混乱などはありましたか。

学校教育課長（中村香君）：平成20年度の全国学力・学習状況調査の本市の平均正答率等の数値を含めた公表の後には、市民の方々から2、3のご意見をいただきました。概ね理解していただいている内容のもので特に、心配していた大きな混乱はありませんでした。

委員長（小川修一君）：2、3のご意見とは、どのようなものでしたか。

学校教育課長（中村香君）：数値だけを公表することには、意義がないと思うので、どのような具体的なことを行っていくのかが問題になるであろうというご意見や、全国と比べて、数値が良かったから、良かったではなく、どの子ども伸ばしていくことが必要なのではないかなどのご意見をいただきました。

教育推進部次長（若狭周二君）：先程、委員さんからのご意見もありましたが、地域の方々や各団体の協力について、市民の方からも、地域全体で取り組みを行っていかねばならないとの声もいただいたところです。我々は、子どもたちの豊かな育ちと確かな学びを支援するため、今回、結果を公表したことについては、市民の方は概ね了解いただいております。子どものために市教委は今後どのようなことを考えていくのかなどの具体的な提案も多々ありました。

委員（白石裕君）：事務局から誠に申し訳ないとの説明がありました。私自身も前回には、いずれも非開示が妥当だと判断しました。今、その後、いろいろと話を聞いたり、私自身なりの判断をして、提案どおり、開示は避けられないところはあるだろうと思ひ、全体の開示については、今年度も発表しているとして、やむを得ないと思ひます。ただ、各学校別はやめるべきだとずっと思ひますので、この点については、非開示の原則を貫くべきではないかと。当初そのような判断をしておきながら、一部取り下げることへの考えに至っていることについては、私自身も申し訳ないと思ひます。

委員長（小川修一君）：「平成19年度、20年度の学校別平均正答率等」の開示請求については非開示とし、情報開示審査会に諮問するが、「平成19年度分の市平均正答率等」については開示をしていこうということですね。

委員（坂口一美君）：両委員のご意見は十分承知しているのですが、2点ほど言わせていただきます。今回の平成19年度分の開示については、個人への開示であるということなので、それでいいと思うのですが、理由として、市町村が主体であるのに、他の市町村が開示している理由だけで、平成19年度分について、私たちの意見を覆すことは、いかなものかということが1点。また、もし、今は、お一人の開示請求ですが、まとまったいろいろなところからの開示を求められた場合には、公開という形もやむを得ないのではないかと、逆に思います。そうなった場合、やはり、20年度と同様に、きちんとした公開のあり方を踏まえないといけないのではないかと思います。また、白石委員もおっしゃいましたが、市町村の平均正答率については、20年度は公表していますので、いいと思いますが、やはり各学校間の競争を招くような形に絶対にすべきではないと思いますし、文部科学省の文書の取扱の中にも明記されていたとと思っていますので、それは、死守すべきだと思います。実害はないという話がありましたが、20年度の公開のものによって、学校別の進学の偏差値を割り出している方もいらっしゃいます。そのようなものが、流れていることが現状で、私も目にしました。校区ごとによって、偏差値が出て、それにより高校の進学の参考にしていると聞きます。ですから、実害はないかもしれませんが、そのような動きはありますので、取扱には、慎重を期していただきたいと思います。

委員長（小川修一君）：他にないようですので、議案第2号を裁決します。本件を原案どおり可決することに異議はありませんか。

（“異議なし”の声あり）

委員長（小川修一君）：異議なしと認めます。よって、本件は、原案どおり可決されました。

委員長（小川修一君）：次に日程第5、議案第3号「財産取得要請の件」を議題とします。議案の朗読を省略し、提案理由を教育推進部教育政策課長に求めます。

教育政策課長（稲野公一君）：本件は、昨年4月に新築移転した箕面市立止々呂美小学校及び箕面市立止々呂美中学校の建物を大阪府から取得するにあたり、教育財産の取得を箕面市長に要請するため、提案するものです。

委員長（小川修一君）：この件に関して、何か質問、意見はありませんか。

委員長（小川修一君）：ないようですので、議案第3号を採決します。
本件を原案どおり可決することに異議はありませんか。

（“異議なし”の声あり）

委員長（小川修一君）：異議なしと認めます。よって、本件は、原案どおり可決されました。

委員長（小川修一君）：次に日程第6、報告第1号「箕面市教育委員会事務局職員の人事発令の件」を議題とします。議案の朗読を省略し、提案理由を教育推進部教育政策課長に求めます。

教育政策課長（稲野公一君）：本件は、懲戒処分1名、分限休職処分3名、復職1名をそれぞれ発令する必要が生じましたが、委員長において、教育委員会会議を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められたため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項並びに箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項及び箕面市教育委員会事務局組織及び事務分掌規則第6条第1号の規定により、教育長職務代理者が臨時に代理しましたので、箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第2項の規定により報告するものです。

委員長（小川修一君）：この件に関して、何か質問、意見はありませんか。

委員長（小川修一君）：ないようですので、報告第1号を採決します。
本件を報告どおり承認することに異議はありませんか。

（“異議なし”の声あり）

委員長（小川修一君）：異議なしと認めます。よって、本件は、報告どおり承認されました。

委員長（小川修一君）：次に、日程第7、報告第2号「箕面市教育委員会会議録の承認を求める件」を議題とします。議案の朗読を省略し、提案理由を教育推進部総務次長に求めます。

教育推進部総務次長（稲野公一君）：本件は、去る12月9日に開催された平成20年第12回箕面市教育委員会定例会、及び去る12月24日に開催された平成20年第3回箕面市教育委員会臨時会の会議録を作成したので、箕面市教育委員会会議規則第4条の規定により提案するものです。

委員長（小川修一君）：この件に関して、質問、意見はありませんか。

委員長（小川修一君）：ないようですので、報告第2号を採決します。

本件を報告どおり承認することに異議はありませんか。

(“異議なし”の声あり)

委員長(小川修一君) : 異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

委員長(小川修一君) : 次に日程第8、「教育長職務代理者の報告」を議題とします。教育長職務代理者 教育次長に報告を求めます。

教育次長(重松剛君) : (議案書49頁により報告)

平成20年第4回箕面市議会定例会について

12月1日から22日までの会期で行われました。平成19年度の決算が不認定となりました。これは、経常収支比率が100.1パーセントで、100を超えるような予算執行だったとの内容によるものでした。補正予算でのおおさか・まなび舎事業に関する予算や、とどろみ幼稚園の保育室の拡充に関する予算などについては、可決されました。

一般質問としては、教育推進部では、「教職員の評価・育成システム」についての見解を問うもの。子どもたちの生活習慣向上に向けた取組については、学力・学習状況調査の結果、遅寝などの不規則な生活、あるいは、10パーセント程度の子どもが朝ご飯を食べていないということについて、どのような取組をするのかということでしたが、これについては、PTAや教育コミュニティ関係団体と協議して進めていこうという内容でした。薬物乱用防止教育については、大麻が大学生や高校生の間で問題となっていますが、小・中学校においても、薬物乱用の問題については、薬物乱用防止の推進団体があるのでそれを活用して、取り組んではどうかとの内容でした。箕面市奨学金制度については、高校・大学の奨学金や入学準備金について、現在の学校の授業料に見合ったものになっているかについて、もう一度点検しなおして、取り組むべきではないかとの内容です。

子ども部の保育・子育て支援施策については、箕面森町に認定子ども園の誘致を考えていますが、そのような問題や、市街地での待機児童の様子についての見解や今後の方策について聞かれました。

生涯学習部の箕面市の文化行政として、以前から指摘があるのですが、文化振興条例を制定してはどうかということで、箕面は、まちづくり理念条例の中に文化の分も入れていますので、それでいくという考え方で進めている状況です。大阪府のミュージアム構想についての箕面市の考え方を問うについては、生涯学習部のみならず、人権文化部にも関与することですが、大阪府の提唱する「元気で笑顔あふれる大阪」という取組について、箕面市としても賛同し、市の施設でミュージアム構想に合

うものであれば、発掘して登録したいという考え方を示しました。

教育推進部の行事について

12月22日に教育問題調整委員会を開催し、中学校のある子どもたち同士のけがについてのケースについて、議論いただきました。

子ども部の行事について

12月5日に、箕面市内全体で「少年を守る日統一活動日」として、市内全域で、市長や警察署長を含めて巡視をしていただきました。

生涯学習部の行事について

1月12日に成人祭が無事終わり、新成人1,562人のうち、772人、49.4パーセントの参加があったとして、昨年度に比べて、2.1パーセント増加しました。

委員長（小川修一君）： この報告に関して、何か質問、意見等はありませんか。

委員長（小川修一君）： ないようですので、各委員から教育行政にかかることで何かありませんか。

委員長（小川修一君）： 新学習指導要領に対する事務局としての取組や学校現場でどのように取り組んでいくかについて、現段階での状況を教えてください。

教育推進部次長（若狭周二君）： 新学習指導要領の導入にあたって、平成20年度は「周知」として、事務局としては、校長会や教頭会の代表の先生も含めて、新学習指導要領導入にあたっての検討会を立ち上げました。4回ほど会議を開き、次年度以降の移行措置に関する具体的な内容、授業時間をどうするかなど、具体的に議論しました。そのことを踏まえて、校長会・教頭会において、移行期間の内容について周知徹底しました。その間、各学校においては、我々、指導主事呼んだ研修会を多くの学校で行っていただいております。新学習指導要領が持つ目的、意味や具体的な移行の内容についての研修会も何度か行っていただいております。平成21年度を移行元年とし、授業内容、あるいは、行事の精選を含めて、各学校にお願いしたところです。平成23年度の実施に先立ってのすみやかな移行について、校長会や教頭会、事務局を含めて、検討会や研修会を現在行っているところです。

教育センター所長（加賀康弘君）： 一般教職員に関しては、教育センターでこの夏休みから新学習指導要領に向けた研修を始めており、新しい移行措置に向けての授業の改善の研究を進めています。

委員長（小川修一君）： 府や国から実施要領などがおりてくると思うのですが、私は、箕面市だからできる、箕面市でなければできないとい

うものを編み出してほしいと思うのです。もちろん、指導要領ですから、教育のバイブルですから、外れることは許されないことではあるのですが、その中での創意工夫として、学校現場での授業展開や子どもたちの生活環境について、生かすことができればと思うのです。基本的に縛られることよりも、決まりを生かすことについて、何とか工夫して、新たな教育の世界、箕面市独自のものを編み出していけばと考えています。教育委員会委員の皆さんともども、知恵を絞りたいと思っています。

委員（福井聖子君）：新学習指導要領が出たときに、今までよりは、学校の授業を増やすとか、勉強を学校でもっとやっつけていこうとなったと私は受け止めているのですが、ゆとり教育が始まった時点で、公立の小学校では心許ないのではないかと、かなり塾や教育産業からいろいろな情報が出て、それで、学校だけには任せられないという風潮が広まったように私は認識しているのです。だから、逆に、放課後に塾などがかなり入ってしまって、放課後にゆとりがなくなってしまった。例えば、夕食をゆっくり食べるよりは、塾に行く子が増えてしまったということも現実にあるので、やはり、公立の小学校に任せれば、勉強は安心だということを作っていて、家庭では、家庭の教育のあり方が見直されていますが、やはり、安心して子どもが家庭でご飯を食べて、ゆっくり話をすることが非常に大事なので、それを家庭が取り戻せるような働きかけを一方でできるだけしていただいて、子ども自身の放課後が、もう少し、楽に、自由に、充実したものであるように、そのような家庭と学校との役割分担が出せていけるといいのではないかと思います。西小学校のサタデースクールで塾が導入となりましたが、それで一番危険なのは、勉強にばかりみんなの目がいって、勉強を教えてもらえるところが学力向上に直結するという形を保護者が持つのは、大変危険で、子どもの幅広い体験がその先の中学、高校のモチベーションの元であったりとか、そのときのやっつけていこうとする学力の元になると思っていますので、やはり、小学校の低学年、あるいは、もっと下の年齢の時には、ペーパーの勉強ではなく、いろいろな体験、それが、家族の間でいろいろなやりとりがあるとか、コミュニケーション能力であるものを、家庭や地域が担っているので、そちらを家庭はしっかりやってほしい。学校の勉強は、学校がしっかりやっていくようなものを出していけるといいのではないかと思いますので、そういったことも加えて検討していただければと思います。

教育推進部次長（若狭周二君）：委員のご指摘のとおりです。我々は、家庭でのお願いとして、「生活リズムチェック」、「親子コミュニケー

ション」、「体験の豊かさ」、「チャレンジ精神」などを掲載した家庭用リーフレットを作り、保育所、幼稚園、小学校、中学校の全保護者に配布することとしています。同時に、新学習指導要領の展開も踏まえて、リーフレットを活用したいと思っています。また、先生方は授業で勝負しているということもあり、その一方で、学力調査についてもリーフレットを作っていますので、これを保護者に理解していただくこととしています。ご指摘のとおり、学校と家庭、地域が協働で、できることは、お互いやっていって、その中で、子どもたちの豊かな育ちと確かな学びを育んでいくことは、肝に銘じていますので、よろしくをお願いします。

委員長（小川修一君）： 他にないようですので、事務局から「その他、教育行政に係る報告」があれば、申出を受けますが、いかがですか。

委員長（小川修一君）： ないようですので、本日の会議は、全て終了し、付議された案件のうち、陳情1件、議案3件、報告2件はすべて議了しました。

委員長（小川修一君）： これをもちまして、平成21年第1回箕面市教育委員会定例会を閉会とします。

（午後4時55分閉会）

以上のとおり会議の次第を記し、相違ないことをみとめたので、ここに署名する。

箕面市教育委員会

委員長

小川 修一

委員

福井 聖子